



平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本医療事務センター
代 表 者 名 代表取締役社長 土 屋 修
(コード番号 9652 東証第 2 部)

問い合わせ先 取締役経理部長 渡 邊 茂 雄
T E L 0 3 3 8 6 4 3 3 1 1

**取締役及び監査役に対するストックオプション（新株予約権）としての
報酬等の額及び報酬等の内容決定の件**

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、当社取締役及び監査役に対するストックオプションとしての報酬等の額及び内容決定のご承認を求める議案を、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 38 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

提案の理由

当社は、取締役及び監査役について、第 30 期より、当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、取締役については、従来の金銭による報酬の約 20%に相当する額、また監査役については、従来の金銭による報酬の約 25%に相当する額を上限として、ストックオプションとして新株予約権を割り当てることとしております。

会社法(平成 17 年法律第 86 号)施行前におきましては、ストックオプションについて、株主様以外の方に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するものとして、その発行手続において当社株主総会の特別決議によるご承認をお願いしては、会社法施行後は、当社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権が取締役及び監査役の報酬等の一部であると位置づけられたことに伴い、取締役及び監査役の報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定につきご承認をお願いするものであります。

議案の内容

1. 当社の取締役の報酬等の額は、平成3年6月26日開催の第30回定時株主総会において「月額15百万円以内」、監査役の報酬等の額は、平成15年6月27日開催の第35回定時株主総会において「月額2百万円以内」として承認をいただき今日に至っておりますが、諸般の事情を考慮し、より弾力的な報酬政策が可能になるように月額による表示を年額による表示に改めて、取締役の報酬等の額として「年額18,000万円以内」、監査役の報酬等の額につきましては、弾力的な報酬政策に加えて今後の監査体制の強化を図るため、600万円増額し、「年額3,000万円以内」とする旨、並びに、従来のストックオプションの付与状況その他諸般の事情を考慮して、上記の取締役及び監査役の報酬等の額とは別枠として、当社取締役及び監査役に対してストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額として、取締役につき「年額3,000万円以内」、監査役につき「年額600万円以内」とする旨をご承認いただきたく存じます。

なお、この報酬等の額には、従来どおり使用人兼務役員の使用人分給与を含まないものいたします。

現在の取締役の員数は15名、監査役の員数は3名ですが、第3号議案及び第4号議案が原案どおり可決されますと、取締役は10名、監査役は4名となります。

2. 当社取締役及び監査役に対してストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容といたしたく存じます。

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数 取締役につき500個、監査役につき100個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数 取締役につき普通株式50,000株、監査役につき10,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が、当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

募集事項を決定する取締役会決議の日から2年以上経過した日より3年以内とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(注) 上記の内容につきましては、平成18年6月29日開催予定の当社第38回定時株主総会において「取締役及び監査役の報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上